「消費税転嫁カルテル」並びに「消費税表示カルテル」の実施届出書の提出について

日本ガラスびん協会(会長 石塚久継/東京都新宿区)は、本年4月に予定されている 消費増税に対応するため、昨年10月に施行された「消費税転嫁特別措置法」に則り、「消 費税転嫁カルテル」並びに「消費税表示カルテル」の実施届出書を2014年2月20日に公 正取引委員会に提出し受理されましたのでお知らせいたします。

日本ガラスびん協会は、ガラスびんを製造・販売する正会員、準会員を対象として、「消費税転嫁特別措置法」が 2013 年 10 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日までの期限立法として施行されたことを受け、対応を協議してまいりましたが、消費税を円滑かつ適正に転嫁する観点に加え、消費税分の減額、買いたたき、消費税の転嫁拒否などの取引行為を防ぐために「消費税転嫁カルテル」並びに「消費税表示カルテル」の実施届出書の提出を行なうことにいたしました。

本件に関するお問合せ先:日本ガラスびん協会 TEL 03-6279-2390

以上